

未来をつくる。みんなでつくる。

2022春季生活闘争ニュース



2022. 4. 26 第6号 発行責任者 連合北海道組織労働局

「取引の適正化」実現に向けて要請

連合北海道は4月26日、公正取引委員会北海道事務所と北海道経済産業局に対し、公正取引の実現に向けて、パートナーシップ構築宣言の推進と実効性の確保、価格転嫁対策に向けた集中取り組み期間の効果検証とフォローアップなどを求めて要請した。北海道経産局では公正取引の他、雇用調整助成金などの各種支援策の一層の周知についても求めた。要請にはUAゼンセン北海道支部大磯次長、フード連合本部岡産業政策局長、同北海道・東北ブロック布施局長も同席し、現場の状況を報告・説明した。

◆公正取引委員会北海道事務所

要請書の提出に際して藤盛事務局長は、「春闘も終盤に入り、地場中小組合で精力的に交渉が進められている。原材料や原油価格高騰など取引をめぐる環境が厳しくなっている。取引の適正化をしっかりとしていかなければ中小企業の経営は厳しい状況となり、賃金改善も進まない一因となる。監督官庁として一層取り組みを強化してほしい」と強く訴えた。

北海道事務所の小笠原所長は「コロナ禍でサプライチェーン全体に影響が出ている他、原油価格の高騰など中小企業の経営に影響を及ぼしている」と現在の状況に対しての認識を示し、「中小企業に適切な利益配分がされ、賃上げの原資が確保されるには労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう取引環境を整備することが重要。公正取引委員会としてもしっかりと取り組んでいきたい」等と答えた。

同席したフード連合本部岡産業政策局長はUAゼンセンと合同で毎年実施している「取引慣行に関する実態調査(回答件数4,093)」



職場実態を報告する
フード連合本部の
岡産業政策局長

の結果概要を説明した。押しつけ販売や労務提供といった「優越的地位の濫用行為」を受けた組合員は25.7%、押しつけ販売では数万円規模の商品を自己負担で買わされていることや、労務提供では「年間61回以上行っている64件をはじめ年間12回以上が前年調査から増加している」と、働き方改革が進められている中であっても、休日・深夜に違法に働かされている実態が見られると指摘した。また、今年4月からパワハラ防止法が中小企業にも義務化され、全面適用となったが、取引先からパワハラを受けたとする回答が571件あったと報告した。また、今年1月に追加で緊急調査した「価格転嫁に関する取引状況調査」の結果についても報告し、「原材料価格やエネルギーコスト、労務費などの上昇をふまえて適切な価格根拠を伝えているにもかかわらず、不当な理由で価格が据え置かれるなど、不公正な取引と思われる事例がある」と指摘した。UAゼンセンの大磯次長も「公正な取引の実現に向けて、会社側への働きかけを含めて、組合としてもしっかりと対応していきたい」と述べた。



公取委北海道事務所への要請

－「パートナーシップ構築宣言」－
企業規模の大小に関わらず、企業が取引先との共存共栄の取り組みや「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者名で宣言するもの。

◆北海道経済産業局

対応した北海道経産局の菅原産業部長は「パートナーシップ構築宣言は全国8,230社、道内532社と増加している。9割が宣言の有無に配慮して取引をしていると答えている。下請けGメンも倍増して対応している。支援策についてもコールセンターを設置するなどして、申請者に寄り添った対応を図っている」等と答えた上で、「下請け取引適正化は経済の下支えで重要。引き続きしっかりと取り組んでいきたい」と述べた。また、今年4月から開設された取引適正化推進室の福島室長は「政府は年1万件の企業へ出向いてヒアリングし、政策へ反映していきたいとしている。悪慣習の解消に取り組んでいきたい」などと取り組みについて説明した。



北海道経済産業局へ要請